

# 働き方改革関連法セミナー

来年4月より順次施行される働き方改革関連法について、法改正の内容と具体的な対応についてセミナーを開催します。

## 講 習 内 容

### 第一部 働き方改革関連法の概要

講師：岐阜労働局・各労働基準監督署職員

1. 労働時間法制の見直し
  - ① 残業時間の上限規制
  - ② 勤務間インターバル制度の導入促進
  - ③ 年5日の年次有給休暇の取得
  - ④ 月60時間超の残業の割増賃金率引上げ
  - ⑤ 労働時間の客観的な把握
  - ⑥ フレックスタイム制の拡充
  - ⑦ 高度プロフェッショナル制度の創設
  - ⑧ 産業医・産業保健機能の強化
2. 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
  - ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
  - ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
  - ③ 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続の規定の整備

### 第二部 働き方改革関連法への具体的な対応

講師：社会保険労務士

1. 『時間外労働の上限規制と36協定作成のポイント』
  - ① 労働時間の管理方法
  - ② 36協定
2. 『年次有給休暇の時季指定義務への対応例』
  - ① 基準日をどうするか
  - ② 付与方法
  - ③ 管理方法
3. 『同一労働同一賃金、会社としての考え方』
  - ① 判例
  - ② 賃金、手当の考え方
4. 『勤務間インターバル制度導入とその影響』
  - ① インターバル時間の設定
  - ② 運用にあたって考えること

・日 時 — 下記開催日にて13:30～16:25 (13:00～受付)

・受講料 — 無料

・申込方法 — 下記開催日の1週間前までに、申込書を **FAX 058-295-4783** してください。  
改めて参加のご案内はいたしません。定員を超え受講できない場合のみご連絡いたします。

・お問い合わせ — (一財)岐阜県社会保険協会 TEL 058-233-8166

## 働き方改革関連法セミナー申込書

お申し込みはFAXにて  
**058-295-4783**

☆開催日・会場を確認のうえ、受講希望欄に○をつけてください。

受講希望	開催日時	会 場	定員	所在地
	1月25日(金)	大垣市民会館3階大会議室	180	大垣市新田町1-2
	1月29日(火)	OKBふれあい会館302大会議室	180	岐阜市藪田南5-14-53
	2月6日(水)	OKBふれあい会館301中会議室	120	岐阜市藪田南5-14-53
	2月7日(木)	関市文化会館1階小ホール	100	関市桜本町2-30-1
	2月13日(水)	セラトピア土岐3階大会議室	144	土岐市土岐津町高山4
	2月21日(木)	高山市民文化会館3階講堂	180	高山市昭和町1-188-1

受講の申し込みをします。平成 年 月 日 郵便番号

(複数可)

◇出席者氏名

事業所所在地

事業所名

(例：岐あいう)

◇事業所の整理記号

電話番号